

# 労災レセプト審査事務室の形態

(単位：箇所 (平成24年度当初))

		事務所の所有形態			計
		国の庁舎	民間ビル		
			23年以降廉価なビルに移転	23年以前から入居	
労災診療費担当部門と 労働局の事務所	同一の建物	4	5		9
	別の建物	3	9	26	38
計		7	14	26	47

# 国の庁舎へ入居する場合の流れ

## 前提

国の庁舎に入居可能な事務所スペースがあること。

## 入居に向けた調整

